

いじめ・不登校に対する指導（愛知県立猿投農林高等学校いじめ防止基本方針）

1 本校の基本認識

(1) 基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる環境であるのが学校として望ましい姿である。

私たち教職員は、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図り、万一いじめの事実を掌握した場合は、いじめ防止基本方針に則り迅速かつ適切に対応する。

本校では、いじめの今日的な特質を次のように認識している。

「いじめ」が、一定の人間関係を持つ仲間集団の中で起こっている。

→外からは仲良し集団にしか見えない

- ・ 加害者：「いじめ」ではなく、「いじり」という感覚で行われ（いじめの偽装、隠蔽）
- ・ 被害者：いじめられることによって、集団に所属することができる（共依存関係の「いじめ」）
- ・ 集団の中では、いじめる対象を定期的に入れ替える「回し」がある（立場の逆転現象）

（注1） いじめの事実がある場合、いじめられたとする生徒の気持ちを重視する。

（注2） 「一定の人間関係にある者」とは学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。

（注3） 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4） 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすること等を意味する。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少くとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 いじめ防止対等の対策について

(1) 組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

ア いじめ・不登校対策委員会

《役割》

- ・ 教職員への共通理解と意識啓発
 - 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
 - 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
 - 現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。
- ・ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - 「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

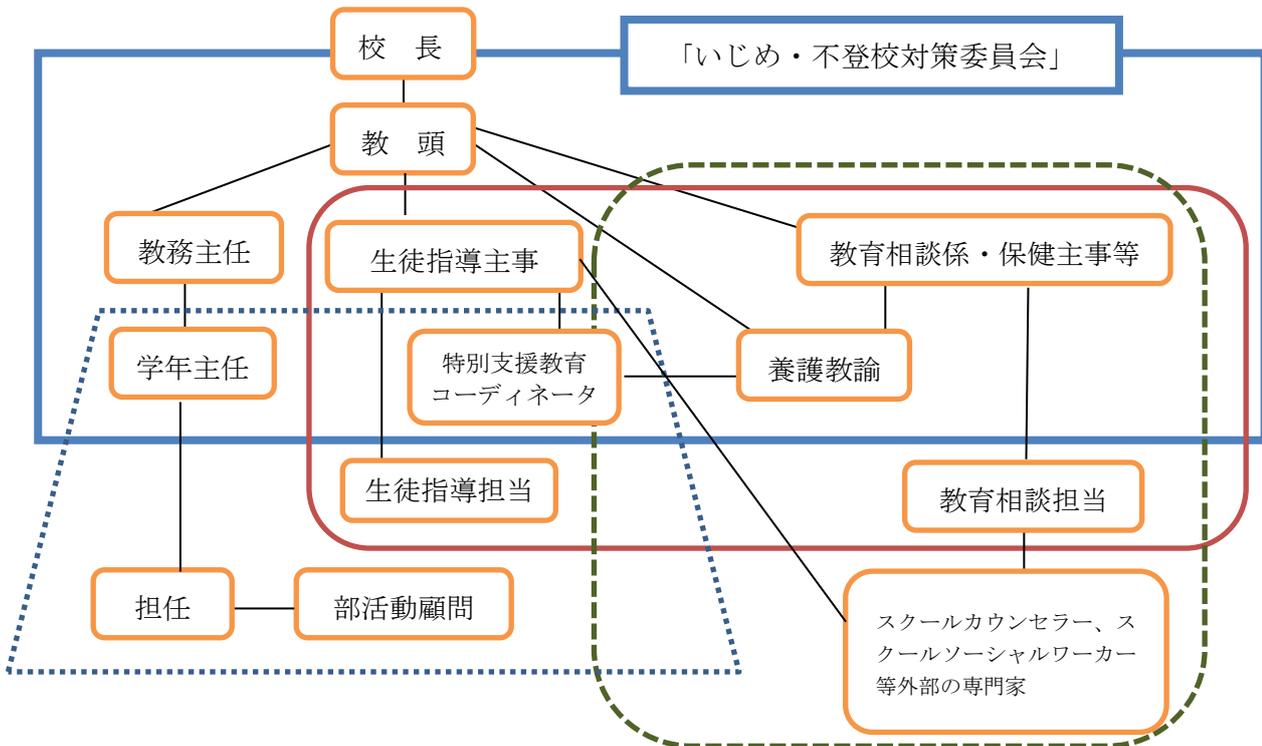
《メンバー》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



※ 、、 は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。(人権感覚にチェック)
 - ・生徒は「SOS」を発していないか。
 - ・「いじめられキャラ」と軽く考えていないか。
 - ・形式的な対応になっていないか。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

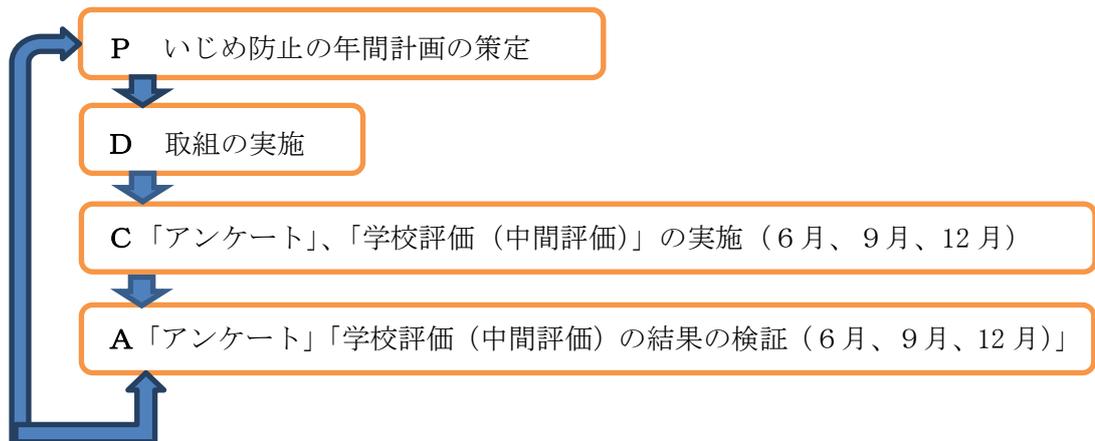
(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) 教職員における取組の検証(点検検証見直し)

- ア 各年度の取組については下の【PDCAサイクル図】により検証する。

【PDCAサイクル図】

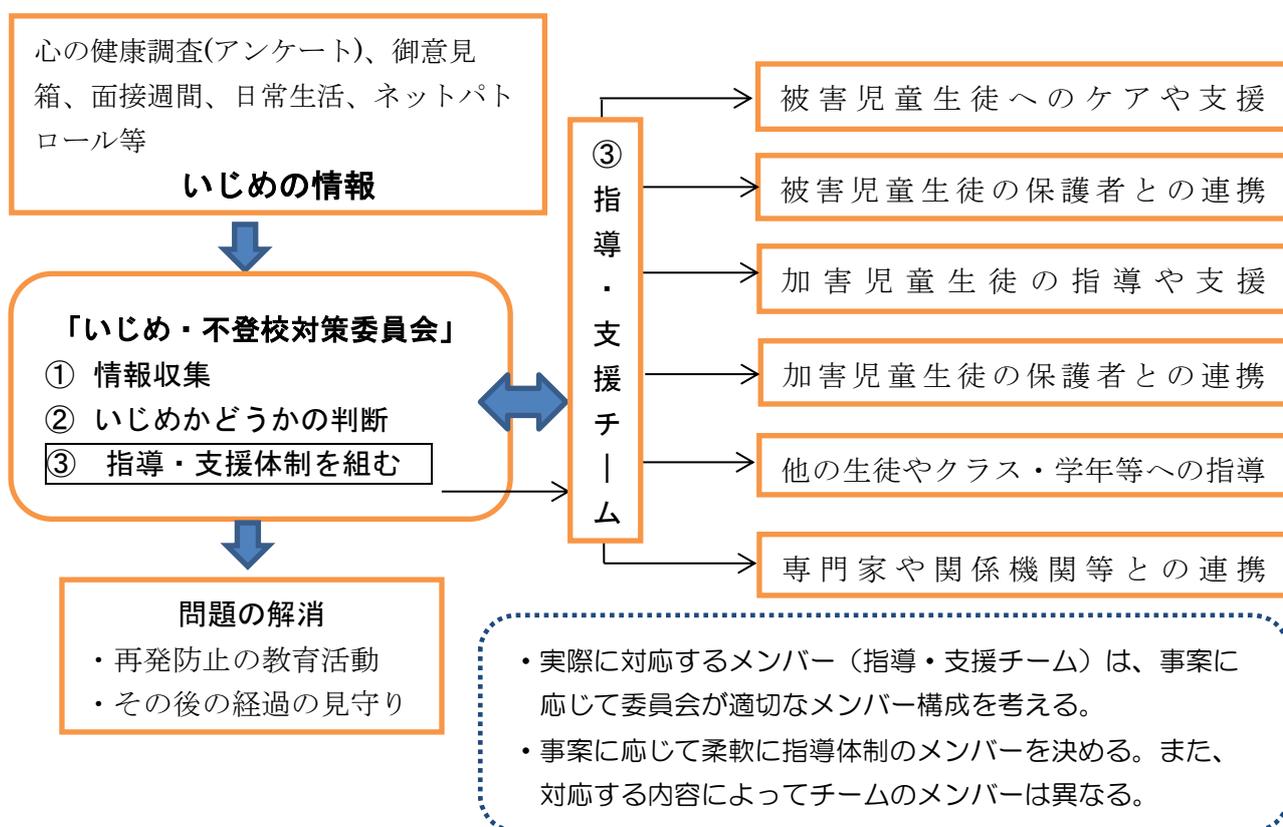


- イ 各年度の取組について学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

4 いじめへの対処（いじめ事案への対応）

(1) 発見・通報を受けた際の対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。



(2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ・不登校対策委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件

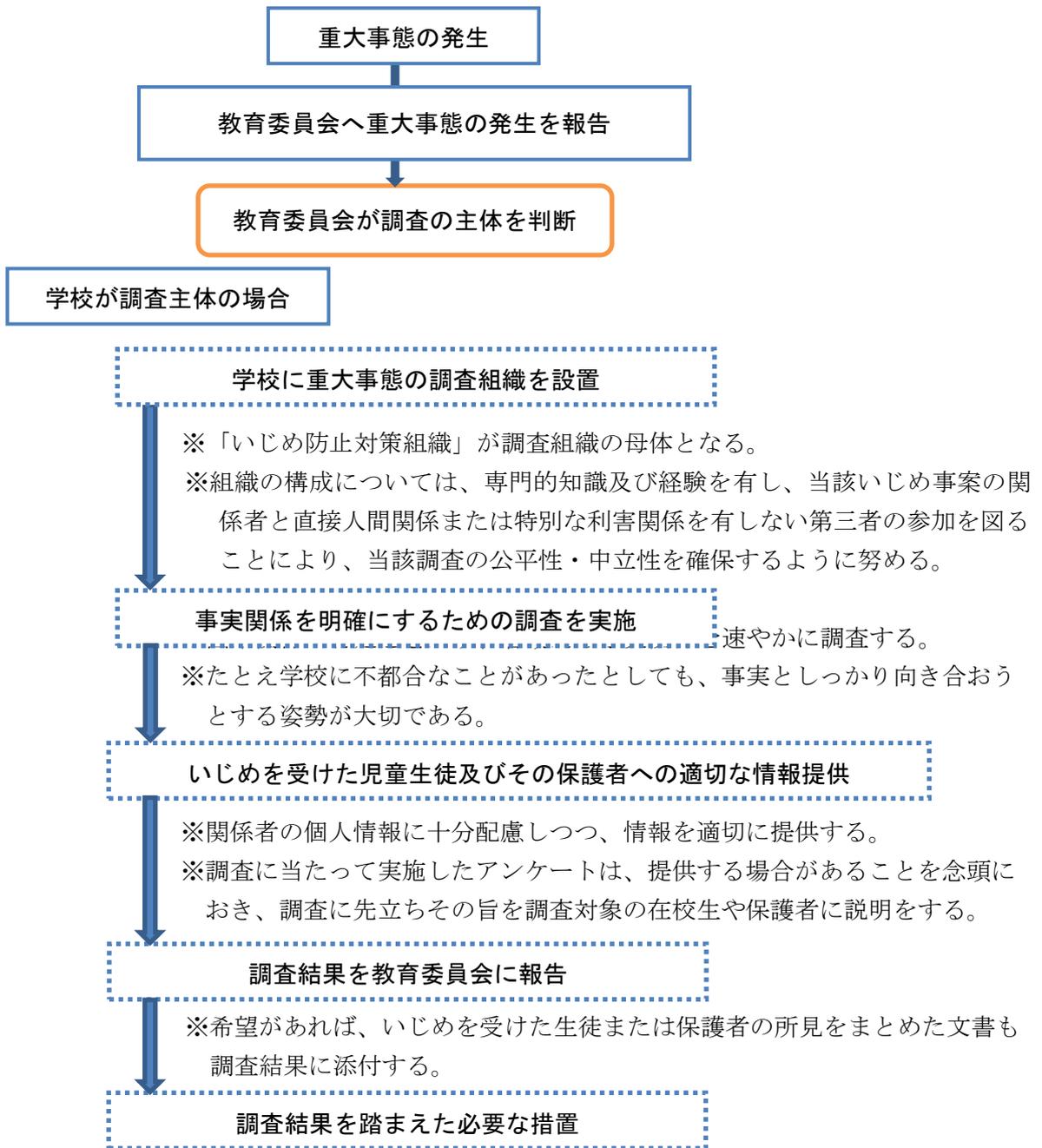
- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より



カ 取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施(毎週月曜日)【全学年】 ^保 ○相談室やS Cの周知【全学年】 ^保 ○面接週間【全学年】 ^学 ○人間関係づくり→グループエンカウンターの実施【1学年】 ^{学保}			○春の交通安全運動 ○環境美化運動
5月	○ボランティア活動【有志】 ^{生保}	○「心のアンケート(いじめアンケート)」の実施【全学年】 ^{生保学}	○現職研修①(講話)	○環境美化運動 ○猿投駅美化活動 ○PTA 挨拶運動
6月	○スポーツデー【全学年】 ^保 ○生活実態調査【全学年】 ^保 ○公開授業週間【全学年】 ^{教保} ○公開部活動 ^保 ○農業クラブ競技会【全学年】 ^農		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○公開授業・公開部活動
7月	○情報モラル講話【全学年】 ^生			○夏の交通安全運動
8月	○インターンシップ【2学年】 ^進			
9月	○面接週間【全学年】 ^学	○「心のアンケート(いじめアンケート)」の実施【全学年】 ^{生保学}	○中間評価→検証	○体育祭 ○学校評議員への学校行事・授業の公開
10月	○公開授業週間【全学年】 ^{教保}		○現職研修②(ケーススタディ)	○公開授業・公開部活動 ○PTA 挨拶運動
11月	○学校祭【全学年】 ^{生保} ○生活実態調査の実施【全学年】 ^保 ○ボランティア活動【有志】 ^{生保} ○人権講話【全学年】 ^生			○猿投駅美化活動
12月	○修学旅行【2学年】 ^学		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	
1月		○「心のアンケート(いじめアンケート)」の実施【全学年】 ^{生保学}		
2月			○自己評価	
3月	○情報モラル講話【1、2学年】 ^生 ○情報モラル講話【入学者説明会】 ^生		○学校関係者評価の結果を検証、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

^教…教務部 ^生…生徒指導部 ^保…保健厚生部 ^会…生徒会部 ^進…進路指導部
^学…学年会 ^科…教科会 ^農…農場部